

新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金 支援対象者認定申請

以下の内容を御確認のうえ、書類を記入し必要書類を添付して申請ください。

【支援対象者の要件の確認】

項目	要件
(1)本県出身	新潟県内の下記のいずれかを卒業 高等学校 中等教育学校後期課程 特別支援学校高等部 専修学校高等課程 高等専門学校
(2)住所	新潟県外から新潟県内に転入し、 住民登録した者 (住民票の写しにより県外から県内への転入の事実が確認できること が条件です)
(3)年齢	県内に転入した日の年齢が 30 歳未満
(4)学歴	下記のいずれかを卒業(新潟県内外は問いません) 専修学校(専門課程) 高等専門学校 短期大学 大学 大学院
(5)県外での就業期間	大学等卒業後、通算 1 年以上
(6)県内での就業	別記第 1 号様式を知事に提出した時点において就業(次のいずれかに該当) 公務員は対象外 県内に本社を有する会社等に雇用されている方() 県内の個人事業者に雇用されている方() 県外に本社を有する会社等の 県内の事業所等に、県内での勤務を条件に雇用 されている方() 県内で個人事業(農業、漁業など)を営む方又はその事業専従者 県内に本社を有する会社等を設立・経営した方 ()雇用期間 1 年以上の見込みがあり、かつ、フルタイム勤務
(7)奨学金の返還	大学等に在学中に修学のために貸与を受けた次の奨学金等を返還中であること 日本学生支援機構の奨学金(第一種・第二種) 新潟県奨学金(月額で貸与されたものに限る) 母子・父子・寡婦福祉資金(修学資金) 生活福祉資金貸付制度(教育支援費) 上記奨学金のうち、 次のものは対象から除きます。 ・日本学生支援機構奨学金の 入学時特別増額分 、第二種奨学金の 利息分 ・新潟県奨学金の 入学一時金 ・母子・父子・寡婦福祉資金の 修学支度金 ・生活福祉資金貸付制度の 修学支度費

(注) 県の支援対象となる奨学金等の返還に対し、市町村、勤務先又はその両方から補助金等が交付されている場合(受ける予定がある場合も含む)は、助成金が交付されない又は減額される場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【申請期限】

県内に転入した日から起算して6か月以内に下記に郵送又は持参（必着）
申請期限が閉庁日の場合は、その前閉庁日までが期限となります。
支援者の認定は、令和8年度をもって終了します。
支援者の認定に係る最終提出期限は令和9年2月末です。

【提出先】

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県産業労働部しごと定住促進課
U・Iターン就業促進班
TEL:025-280-5635（直通）
Mail:ngt050050@pref.niigata.lg.jp

【提出書類】

別記第1号様式（第3条関係）

記載については、記載例をご覧ください。

添付書類

本人確認書類

- ・運転免許証又はマイナンバーカード等の写し
住所には住民票の転入後の現住所が記載されているか
マイナンバーカードの場合、マイナンバーの面の写しは不要です

住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）

（注意点！）住民票の写しは「コピー」になっていませんか？

市町村役場で交付されたものが「住民票の写し」となりますので、コピーしたものは添付書類として受領することができません

奨学金関係書類

【日本学生支援機構の奨学金の場合】

以下の3つの証明書を提出してください。

奨学金貸与証明書

奨学金返還証明書

奨学金返還額証明書（対象期間を下記のとおり指定）

「転入」及び「就業」の2つを満たしたのが、

令和7年度（2025.4.1～2026.3.31）：『返還開始の日 ～ 2025.3.31』

令和8年度（2026.4.1～）：『返還開始の日 ～ 2026.3.31』

（取得の方法）送付されるまでに時間を要する場合がありますので期間に余裕を持ってご準備ください。

- ・証明書発行申請書を郵送
- ・インターネット「スカラネット・パーソナル」

(残額の算出方法)

貸与総額から上記期間を指定した返還額証明書の返還額(第二種は元金分のみ対象)を引いて算出

【新潟県奨学金(月額で貸与されたものに限る)の場合】

返還台帳(上記 内のすべての期間の入金日が記載されているもの)
発行については、新潟県教育庁高等学校教育課にお問い合わせください。

【母子・父子・寡婦福祉資金(修学資金)の場合】

償還計画表(上記 内のすべての期間の領収日が記載されているもの)
発行については、新潟県福祉保健部こども家庭課またはお住まいの地域の県地域振興局健康福祉(環境)部にお問い合わせください。
新潟市にお住まいの方は、各区役所の健康福祉課へご相談ください。

【生活福祉資金貸付制度(教育支援費)の場合】

(半年ごとに発行される)残額のお知らせ
発行については、貸付を受けた市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

履歴書

市販のものなど一般的なもので構いません。

高等学校入学以降の学歴と、すべての職歴を記入してください。本県出身者、最終学歴、県外での職歴を確認します。

志望動機、趣味・特技欄の記入や写真の貼り付けは不要です。

県外での就業期間が分かる退職証明書

県外での就業の事実を確認します。支援対象者の要件として県外での就業期間が通算1年以上必要です。

就業期間等が明記された退職証明書を退職された就業先からお取り寄せ願います。

退職証明書の事業主の押印の有無により、以下のそれぞれの対応になります。

退職証明書に事業主の押印がある場合

退職証明書のみ提出してください。

退職証明書の押印を事業主が省略した(事業主の押印がない)場合

退職証明書に加え、「退職を証明する確認書」及び「添付書類」を提出してください。押印が会社印など事業主以外の押印の場合もご提出ください。

県内で個人事業(農業、漁業など)を営む方又はその事業専従者に該当する方、県内に本社を有する会社等を設立・経営に該当する方は追加で提出が必要な書類がありますので、提出前にご連絡ください。

【お早目に必要書類のご準備をお願いいたします!】

奨学金の証明書類や、退職された就業先からの退職証明書の発行は時間がか

かる場合が想定されます。 認定の申請期間は、就業開始日から県内転入後 6 か月以内) です。申請期限を過ぎた申請書類は受付できませんのでお早目に書類の準備をお願いいたします。

支援者の認定は、令和 8 年度をもって終了します。

支援者の認定に係る最終提出期限は令和 9 年 2 月末です。